

寒河江市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）が円滑な意思の疎通を図るうえで支障があるときに手話通訳又は要約筆記を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者等の社会参加の促進に資することを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 意思疎通支援者の派遣対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する聴覚障害者等
- (2) 市内において聴覚障害者等と意思の疎通を必要とする者又は団体
- (3) 前2号のほか、市長が特に支援する必要があると認める者又は団体

(派遣の内容)

第3条 意思疎通支援者の派遣は、聴覚障害者等において社会生活上支障があると認められる場合に行う。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣をしないものとする。

- (1) 営利を目的としている場合
- (2) 政治団体又は宗教団体が行う活動の場合
- (3) 通勤、通学等通年かつ長期にわたる場合
- (4) 専ら個人の遊興及び娯楽を目的としている場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上適当と認められない場合

3 派遣区域は一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出の区域に限る。

(派遣の申請)

第4条 意思疎通支援者の派遣を受けようとする者は、原則として5日前までに意思疎通支援者派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、申請書に記載すべき事項を実質的に記載した書類がファクシミリにより送付された場合には、これをもって申請書の提出に代えることができる。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに派遣の要否を決定し、意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の派遣を決定した時は、第7条の意思疎通支援者登録簿に登録されている者のうち適当な者を調整し、意思疎通支援者派遣依頼通知書(様式第3号)により派遣の依頼を行う。

3 市長は、前項の調整の結果、意思疎通支援者を派遣することができない場合は、第1項の決定を取り消すとともに、直ちにその旨を申請者に通知する。

(費用の負担)

第6条 意思疎通支援者の派遣に係る費用の負担は無料とする。ただし、派遣の際に必要な意思疎通支援者に係る入場料、参加費、特別の交通費その他これらに類する費用は申請者の負担とする。

(意思疎通支援者の登録)

第7条 市長は、意思疎通支援者登録申請書(様式第4号)を提出した者のうち、次のいずれかに該当し、本事業の派遣要請に応じることができる者について意思疎通支援者登録簿(様式第5号)に登録するものとする。

(1) 手話通訳

ア 手話通訳士

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し登録を受けた者

イ 手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

ウ 手話奉仕員

市町村及び都道府県が実施する手話奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者及びそれと同等の技術を有すると市長が認めた者

(2) 要約筆記

ア 要約筆記者

全国統一要約筆記者認定事業試験に合格した者及びそれと同等の技術を有すると市長が認めた者

イ 要約筆記奉仕員

都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業を修了した者及びそれと同等の技術を有すると市長が認めた者

（意思疎通支援者の責務）

第8条 意思疎通支援者は、この業務を行うにあたっては派遣対象者の人権を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も、同様とする。

（登録証の携帯）

第9条 意思疎通支援者は、派遣業務に従事する際、市より交付された寒河江市

意思疎通支援者登録証（様式第6号）を常に携帯し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

（派遣の報告）

第10条 派遣された意思疎通支援者は、業務終了後速やかに、意思疎通支援者活動報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（意思疎通支援者の派遣手当）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を確認のうえ意思疎通支援者に対し手当を支給する。

2 前項の手当の額は別表のとおりとする。

（意思疎通支援者の登録解除）

第12条 市長は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、意思疎通支援者の登録を解除する。

(1) 意思疎通支援者から登録を辞退する旨の申し出があった場合

(2) 第8条に規定する責務に反する行為など、意思疎通支援者として不適当と認めた場合

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（寒河江市手話・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱の廃止）

2 寒河江市手話・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱（平成18年10月1日施行）は、廃止する。

別表（第11条関係）

意思疎通支援者資格区分	1時間あたり	1時間未満の端数があるとき1分あたり
手話通訳士・手話通訳者	1,200円	20円
手話奉仕員	1,000円	15円
要約筆記者	1,200円	20円
要約筆記奉仕員	1,000円	15円

注) 活動時間には、次の所要時間を含む

- 1 自宅から実施場所までの往復時間。ただし、2時間を限度とする。
- 2 事前打ち合わせに要する時間
- 3 使用する機材の準備及び撤去に要する時間

様式第1号（第4条関係）

意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者氏名

下記の内容により、意思疎通支援者の派遣を申請します。

申請者 (利用者)	ふりがな 氏名：		電話：	
			Fax：	
	住所：			
派遣希望日時	年	月	日 ()	
	時	分	～	時 分
派遣場所				
派遣の区分 (○をつける)	1 手話通訳			
	2 要約筆記	手書き	ノートテイク	全体投影
		PC	ノートテイク	全体投影
派遣を必要とする理由				
待合せ時間				
待合せ場所				

※申請者（利用者）欄には、手話通訳又は要約筆記を必要とする者の氏名を記入してください。団体の場合は、団体名・代表者名を記入し、派遣を必要とする理由欄に参加予定人数（全体数のうち聴覚障害者等数）を記入してください。

※派遣を必要とする理由欄は、できるだけ詳しく記入してください。また、案内文、要綱等の参考資料がある場合には添付願います。

様式第2号（第5条関係）

意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

寒河江市長

年 月 日付けで申請のありました意思疎通支援者の派遣については、次のおり決定（却下）になりましたので通知します。

1 決 定

派遣対象者		
派遣の内容	利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
	派遣場所	
	内 容	
	支援者氏名	
	待 合 せ	時間 場所
	そ の 他	

2 却 下

却下理由

様式第3号（第5条関係）

意思疎通支援者派遣依頼通知書

年 月 日

様

寒河江市長

下記のとおり、意思疎通支援者の派遣申請がありましたので、業務に従事していただきたく依頼します。

派遣対象者		
派遣の内容	利用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	派遣場所	
	内 容	
	待 合 せ	時間 場所
	そ の 他	※複数の意思疎通支援者と従事する場合はその氏名等

様式第6号（第9条関係）
寒河江市意思疎通支援者登録証

（表）

寒河江市意思疎通支援者登録証	
氏名	
上記の者は、寒河江市意思疎通支援者 であることを証明します。	
年 月 日	
寒河江市長	印

（裏）

意思疎通支援者責務	
1 意思疎通支援者には守秘義務があり、 業務上知り得た個人の事柄については、 登録を取り消した後も含めて、他に漏ら してはいけません。また、十分に人権に 配慮してください。	
2 業務中は、この登録証を所持してくださ い。	
3 登録が解除になったときは、この登録証 を返還してください。	

様式第7号（第10条関係）

意思疎通支援者活動報告書

年 月 日

寒河江市長 様

支援者氏名

依頼のありました意思疎通支援者派遣業務について、下記のとおり実施したので報告します。

派遣資格	<input type="checkbox"/> 手話通訳士 <input type="checkbox"/> 手話通訳者 <input type="checkbox"/> 手話奉仕員 <input type="checkbox"/> 要約筆記者 <input type="checkbox"/> 要約筆記奉仕員
派遣対象者	
活動場所	
活動内容	
活動日	年 月 日 ()
活動時間	時 分 ~ 時 分 (合計時間 時間 分)
引継ぎ事項、感想、反省点等

- 1 活動時間には、次の所要時間を含みます。
 - (1) 自宅から実施場所までの往復時間（2時間を限度とする）
 - (2) 事前打ち合わせに要する時間
 - (3) 使用する機材の準備及び撤去に要する時間